

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
(株)佐生	千葉県富津市岩瀬 860-4

### 2. 指名停止措置期間 :

平成20年9月9日～平成20年12月8日（3ヶ月）

### 3. 指名停止措置の範囲 : 沖縄総合事務局管内

### 4. 事実概要

(株)佐生の代表役員ら18名は、千葉県が発注した住宅市街地基盤整備工事の入札をめぐり談合を行ったとして、平成20年5月23日、競売入札妨害の容疑で起訴された。

### 5. 指名停止措置理由

(株)佐生の代表役員が競売入札妨害の疑いで起訴されたことは、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止要領」）別表第2第10号に該当するとして指名停止措置を行った。

### <指名停止要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から3ヶ月以上12ヶ月以内

### 【問い合わせ先】

沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 濑戸 清孝  
TEL 098-866-0031（内線2356） 直通866-1901